

別紙 記入例

○協議によって親権者を指定した場合

父母の共同親権を継続する場合は①の欄

父の単独親権となる場合は②の欄

母の単独親権となる場合は③の欄

に当事者間の子の氏名を全員記入してください。

①～③に記載した内容でそれぞれが同意した旨を☑し、夫婦それぞれの署名をお願いします。（⑤の欄）

また、子育ての分担、親子交流、養育費の分担についても☑をお願いします。

○家事審判又は家事調停を申立てている場合

対象の子の氏名を全員④に記載し、夫婦それぞれの署名をお願いします。

（そのほかの記載は不要です）

未成年の子の氏名	父母双方が親権を行う子 ①	
	父（夫）が親権を行う子 ②	
	母（妻）が親権を行う子 ③	
	親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子 ④	
（協議離婚で親権者の定めをした場合）相違なければ、それぞれが④のようにしるしをつけてください。	夫 <input type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。	妻 <input type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。
届出人署名 （※押印は任意）	夫 印	妻 印

← ⑤
（①～③の時☑）

← それぞれの方の署名

未成年の子がいる場合は、次の☐のあてはまるものにしるしをつけてください。 離婚後の子育ての分担について <input type="checkbox"/> 取決めをしている。 <input type="checkbox"/> まだ、決めていない。 子育ての分担：子の身の回りの世話を期間で分担したり、子に関する事項（例えば、教育に関する事項、医療に関する事項など）の決定を父母で分担したりすること。父母の一方が全て行うとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。 ----- 親子交流について <input type="checkbox"/> 取決めをしている。 <input type="checkbox"/> まだ、決めていない。 親子交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てをするとの取決めをしている場合や、諸事情により交流を実施しないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。 ----- 経済的に自立していない子（未成年の子に限られません）がいる場合は、次の☐のあてはまるものにしるしをつけてください。 養育費の分担について <input type="checkbox"/> 取決めをしている。 <input type="checkbox"/> まだ、決めていない。 ※未成年の子については、取決めをしていなくても暫定的に養育費を請求することができる制度があります。 養育費：経済的に自立していない子（例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります）の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。諸事情により養育費を支払わないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。
--

それぞれ該当する欄に☑を入れる

記入いただいた別紙を離婚届出時に同時に提出してください。

場合によっては申立てを行っている旨の書類の提示を求める場合があります。